



## カロシュティエー文書No.714について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学 公開日: 2008-05-21 キーワード: 作成者: 山本, 光朗 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.32150/00005212">https://doi.org/10.32150/00005212</a>

## カロシュティー文書 No.714について

山本光朗

北海道教育大学旭川校史学研究室

### はじめに

カロシュティー文書No.714は、M. A. Stein 氏らが第3回目の中央アジア調査で発見したカロシュティー文書の中の一枚で、1913年12月17日に氏が再度訪れた Niya 遺跡群の中央部より少し南に位置する N. III 建物址第 x 室から発見したものと報じられている<sup>(1)</sup>。N. III 建物址は氏が“Ya-mên（衙門、‘役所’の意）”と推定された建物の跡で、その推定が妥当なものであることは、以下の記述によって判明するであろう。

本文書は、元々は長方形の上板と下板からなる二枚組文書 Rectangular double tablet であったものであるが、上板 Covering tablet は失われており、下板 Under tablet のみが発見されている<sup>(2)</sup>。この型式の文書には、私がかつて「証票、証書」と名付けた売買契約が記された文書もあるが<sup>(3)</sup>、本文書の場合は、この型式を使って、鄯善国の「官吏」が別の「官吏」に宛てた言わば公文が記されている。

Stein 氏が付した遺物番号は N. III. x. 5 で<sup>(4)</sup>、その後、本文書は E. J. Rapson と P. S. Noble 両氏により解説し注が付けられ、*Kharosthi Inscriptions discovered by Sir Aurel Stein in Chinese Turkestan*, (以下 *Kh. I.* と略記する) III, Oxford, 1929 に、No.165 の番号を付され収録された<sup>(5)</sup>。

小稿が本文書を扱う理由は、本文書の内容には、古代内陸アジアの鄯善国の王権を若干ではあるが考えさせる点があること、鄯善国内の村落での牧畜と手工業の存在を具体的に推定できる点、そして徴税のシステムの一部を伺い得ること等の諸点が認められるからである。以下、カロシュティー文書No.714の内容をまず紹介し、その後、これら鄯善国社会の若干の諸特質について明らかにしようと思う。

### 1. No.714文書の訳読

本文書は、大きさが  $7\frac{1}{2}$ "  $\times$   $2\frac{5}{8}$ " と報じられているので<sup>(6)</sup>19cm  $\times$  7cm程の大きさの木製文書で、写真図版は Stein 氏の *Innermost Asia* の Pl. XVIII に収録されている。全文は以下のようなものである。

(1) cozbo takra       $\acute{v}$ asu op $\acute{g}$ eya t $\acute{g}$ aca $\acute{s}$ a ca arogi pre $\acute{s}$ eyati, bahu aprameyo.      tena  
主簿(cozbo<sup>(7)</sup>)のタクラが、瓦斯( $\acute{v}$ asu<sup>(8)</sup>)のオブゲーヤとトガチャとに健康を送る、無限に多く。      貴方

$\acute{s}$ adosmi yo tu $\acute{s}$ a aro $\acute{g}$ etu.  
が健康であることにより私は喜ぶ。

- (2) *evam ca lihāmi, sa ca ahuno eṣa tsuḡeta atra viśajidemi, ajiyama āvanammi palī*  
 私はこのように書く、すなわち今、アジヤマ村 (*āvana*<sup>99</sup>) の税の義務に関して、このツゲータ

*dhamāsa praceya. yahi adehi purviḡa*  
 を送った。                      そこから以前、

- (3) *ajiyama āvanammi palī ciṃtidaḡa, ghrīda paśava kośava arnavajī thavastae raji*  
 アジヤマ村での税が査定されたならば、酥油・羊 (*paśu-*)・氈氄 (*kośava*)・敷物? (*arnavajī*)・絨毯 (*thavastae*)・  
 毛織りの布? (*raji, saṭi?*<sup>99</sup>)・

*naṃmatae*  
 フェルト (*naṃmatae*)・

*cāṃdrikamṃamṃtana aṃṃa makā oḡana*  
 月光のような毛布? (*cāṃdrikamṃamṃta*<sup>99</sup>), 他にトウモロコシ (*makā*)・*oḡana?*<sup>99</sup>・

- (4) *croṃa aṃṃa suḡa, ekamaṃta yaṃ ca aṃṃa palī sarva spura aḡeta līpeya tsuḡetaṣa ca*  
 獣皮? (*croṃa*), 他に糸 (*suḡa*), 別に他の税である物全てが、完全に (*spura*<sup>99</sup>) アゲータ (*aḡeta*<sup>99</sup>) のリィペーヤと  
 ツゲータとの

*hastammi cavala iśa viśajidavo. avi*  
 手で急ぎここに送られるべきである。                      また

- (5) *véga kilme striyana palī spura pruchidavo. avi varṣavaśammi tumaho bahi rajyade ra-*  
 寡婦 (*véga*<sup>99</sup>) のキルメー (*kilme*<sup>99</sup>) の女達の税は完全に調査されるべきである。また雨期に (*varṣa-*  
*vasammi*), 貴方等は (その) 王国から

*jarajade vasuana aḡetana yatmana*  
 国中から? (*rajarajade*), ワス達, アゲータ達, ヤトマ (*yatma*<sup>99</sup>) 達は,

- (6) *iśa caturtha masammi aḡamḡavo. palī dhamāsa prīcha hoti. yo asti palī kareti, yo na*  
 ここに4月に来るべきである。税の義務の調査がある。有る者は税を納め、無い

*-sti dura nīkhalidavo. avi tuṣa*  
 者は遠くに逐われるべきである。また貴方は

- (7) *anusamvatsara palī śeṣa karetu. puna ahono bhuya palī omāḡa viśajīṣyatu. avāśa tanu*  
 毎年毎年、税を残している。再び今、税の不足分を貴方は送るだろう。必ず自身の

goṭhade puna vyosīśatu.

農場から再び義務を果たすだろう。

- (8) yahi purvīga preṣiyana pačevara emeva tsugetaśa nidavo. tuśa tanu goṭhde palīi saṃvat-  
以前、使者達の (preṣiyana) 糧食 (pačevara<sup>99</sup>) であったものは、その通りにツゲータに運ばれるべきである。貴方  
は自身の農場からの税を

sara saṃvatsari atreva achinidetu.

年々まさにそこで奪ったのである。

以上が本文書の全文である。

## 2. No.714 文書の送り手について

本文書は一読すれば明らかのように、主簿のタクラ (Takra) なる者が、アジヤマ (Ajiyama) 村を管轄していたワス (vasu) のオペゲヤ (Opgeya) とトガチャ (Tgaca) とに対して、同村の税物等の送致を指示した文書であって、この指示書をオペゲヤ等の許にもたらした者は、文書第2、8行目に出ているツゲータ (Tsugeta) であろう。ワス (vasu) なる官称号は、今のところ鄯善国のカロシュティエ文書を見る限り、民からの徴税あるいは訴訟を司った、言わば民政に関わる「官」であったことが分かっている<sup>99</sup>。

本文書の受け取り手であるオペゲヤとトガチャ両人の在任の地は、通常は本文書の発見地である、ニヤ遺跡群中の N. III 建物址と考えられるが、一方、送り手である主簿タクラの在任の地、すなわち本文書をツゲータに託して送付してきた場所は、鄯善国内のいかなる場所からであろうか。この点を、以下でまず考えてみたい。

この点については、別のカロシュティエ文書No.318とNo.165記述が参考になる。

まずNo.318文書は、ニヤ遺跡群の中央よりやや北の N. V 建物址より発見されたものであるが、*Kh. I. I* に拠ると<sup>99</sup>、この文書には次のような記述がある。

saṃvatsare 4 4 1 mahanuava maharaya jīṭugha vaśmana devaputraśa maśe 3 diva-

大威力・大王・侍中のワシュマナ (vaśmana) 天子の9年3月

se 10 4 4 1 iśa khkṣunaṃmi. oguana asuraḡa piteya rohana jaya-

19日、この時において。 オーク達たるアスガラ、ピテヤ、ローハナ、ジャヤシャ、

śa śaṃkoya kirtīśamā ldaśa cozbo takra caṃkura purnadana cozbo

シャンコーヤ、キルティシャルマ、ルダサと、主簿のタクラ、チャンクラのプルナダナ、主簿の

mitrapalaśa ca śrutamti.

ミトラパラとが、聴取した。

この文書は全体としては、サンギラ (Samgila) なる者の奴隷カチャノー (Kacano) が起こした窃盗事件の解決の次第を確認した文書であるが、ここにこの事件を聴取した官人の一人として主簿タクラの名が出ている。ここで注意すべきは、同じく事件を聴取した官人の中に、オーグ (ogu) のキルティシャルマ (kirtisāma) の名が出ていることである。というのは、私が前稿で No.165文書を検討した際、明らかにしたように<sup>92</sup>、このオーグのキルティシャルマなる人物は当時、王門 (rayadvara) すなわち首都の宮廷にいて王の命令文書に関与していた人物だからである。

このNo.165文書は、ニヤ遺跡群中央部よりやや東寄りの N. I 建物址から発見された文書で、オーグのキルティシャルマが、主簿のクラナヤ (Kranaya) とショータンガ (ṣoṭhamgha) のリィペーヤ (līpeya) とに宛てて、主としてペータ (Peta) 村の税物の送付を指示する内容が記されている。この点では、対象となっている村が異なっているが、小稿が主として扱っているNo.714文書の内容に近いものがある。いずれにしても、その中に次のような記述がある<sup>93</sup>。

taṣa uṭa praceya raya sakhkṣi lihidaḡa kridaḡa, livistarammi anati lekha atra gada.

かの者のラクダに関しては王 (によって) 証人の文書が作られ、詳細なる命令文書がそこに行きました。

ここで「かの者のラクダ」とあるのは、ビマセーナなる者が「王からの義務で」税物と見られる糧穀をラクダで運んでいて、途中ラクダが斃れるという事件が起きたらしく、そのことを指していると思われる<sup>94</sup>。ここで問題となるのは、王によってこの事件に関する「証人の文書」が作られ、王の命令文書が発送されたことを、No.165文書の差出人たるオーグのキルティシャルマが知りうる立場にあったことである。

私は前稿でこの文言を引用し、「オーグ (ogu) なる title は、Thomas・Burrow 両氏がかつて指摘されたように極めて有力な、或いは最も高位の官称号であった可能性は極めて高い。…このことはオーグのキルティシャルマ本人が、首都の「王門」に居て王命文書の作成に何らかの形で関与していたことを明確に示すものである。…本文書のキルティシャルマは、本文書にその名が出るショータンガのリィペー (ヤ) がマヒリ王20年から次王ヴァシュマナの7年にかけてその存在を確認されているので、或いは次王であるヴァシュマナ王時代のオーグであった可能性もある。またその名は kirtisāma = Skt. kirtisarma- で Skt. でその名を解せるので、インド系文化を担った人物と考えて良い」と書いたが<sup>95</sup>、このことと先に引用したNo.318文書の記述を考え併せると、オーグのキルティシャルマは、鄯善王ヴァシュマナ (=ワシュマナ) 治世に王門にいた複数のオーグの中の一人で、王の命令文書にも関与し得る高官であったことはほぼ間違いない。

このように考えると、先のNo.318文書は発見地がニヤ遺跡群中の N. V 建物址であったにも拘わらず、そこに記されている窃盗事件の聴取は鄯善国の首都たる王門で行われ、聴取したオーグ・主簿等の官人は、言わば王門在任の「官僚」であったことが分かる。問題の主簿タクラが、王門に勤務した主簿であったことはほぼ間違いないであろう。

このようにしてNo.714文書は、鄯善国の首都の王門 (rayadvara)、すなわち宮廷に在任した主簿のタクラが、ニヤ遺跡群中の N. III 建物址にいたワスのオブゲーヤ (Opḡeya) 等に宛て、アジヤマ村からの税物等の輸送を指示した文書であることが分かるのであるが、このことは次のようなことを私に考えさせる。すなわち、このNo.714文書が発見されたニヤ遺跡群中の N. III 建物址は、そして恐らくその附近に展開していたと思われるアジヤマ村は、当時チャドータ或いはチャロータ (Caḡōta) の名で呼ばれた行政区域に属したが、これらの地域から、東方の首都扞泥城 (その位置については、ロブノール西方の L. A. 遺跡、またはミールン・チャルフリク附近とする2説がある<sup>96</sup>) までは、直線距離にしても500~600kmはあった筈である。途中、サチャ (Saca)・チャルマダナ (Calmadana) などの区域が介在しはするが、No.714文書で指示された、

そしてNo.165文書など同種の例が少なからず認められる、このようなラクダに依った税物の輸送は、きわめて長距離に及ぶものとなったことが分かる。この地域もその一部であった、所謂シルク・ロードは、基本的にはこうした言わば日常的な輸送・交通によって支えられていたものと考えらるべきであろう<sup>70</sup>。

### 3. No.714文書の内容について

本文書はまず冒頭において、

主簿のタクラが、ワス (vasu) のオブゲーヤとトガチャとに健康を送る、無限に多く。あなたが健康であることにより私は喜ぶ。

と記す。この点は前稿でも触れたことであるが<sup>71</sup>、この国の人々が、こうした「公文書」の冒頭で、相手の健康を気遣い、或いは相手の健康を喜ぶ文言を用いたことは注意されねばならない。この種の文言は、この手の文書において殆ど常に見いだされ、一例を挙げれば、本文書と同じ地点で発見されたNo.713文書の場合には、その冒頭で次のような文言が記されている。

priyadevamanuṣyaṣa sampujitaṣa ṣvaṭhamgha līpeyaṣa  
 神々と人々に愛され、尊敬された、シュヴァタンガのリィペーヤに、

cozbo taḡira divya śa-  
 主簿のタギラが

rira arogya paripruchati, puna puno bahu aprameḡo.  
 神の如き体の健康を問います、繰り返し無限に多く。

この文言は、No.714文書の文言に較べて全体として一層丁寧さを感じさせるものであるが、相手の健康を気遣う精神は同じである。こうした精神がいかなる理由からこの国で生じたかは暫く措くとしても、この種の「公文書」において、こうした表現はいつからか習慣化したものであろう。こうした言わば表現の定型化は、この文書を使用した民族の歴史が、クシャン朝以来の長期の歴史を背景として持っていたことを改めて強く予想させるものである。

なおこの種の「公文書」では、多くは受け取り手の後に送り手の名が書かれるのであるが、本文書はこの型式を踏んでいない。本文書が実質的には下行文書であってそれ故、送り手の名を先に書いたと考えるべきなのか、分かりにくい点である。

本文書はこの後に、アジヤマ (Ajiyama) 村から送致すべき税物等について具体的な指示をしている。酥油 (ghrida)・羊 (paśu-)・氈氄 (kośava)・敷物? (arnavaji)・絨毯 (thavastae)・衣服? (raji)・フェルト (naṃmatae)・月光のような毛布? (kaṃmaṃtana)・トウモロコシ (maḡa)・oḡana?・獣皮? (croṃa)・糸 (suḡa) と言ったものであるが、これらのアジヤマ村の税物中には全く分からない物も若干ある。以下では、少なくともその比定が比較的妥当と思われる物について、若干の検討を加えてゆく。

#### 1) 酥油 (ghrida)

Skt. ghr̥ta- 'ghee, clarified butter'<sup>72</sup>に比定される物で、私は「酥油」と訳したが、「獣脂」の訳の方があるいはより分かりやすいかも知れない。

## 2) 羊 (paśu-)

paśuが家畜一般というより、具体的に「羊」を指す語であることについては、H. Lüders, *Zur Geschichte des ostasiatischen Tierkreises, SPAW.*, xxv, 1933, pp. 998-999, 1002 の引用史料と解釈が参考になる。

## 3) 繊維製品等

## ① 氍毹 (kośava)

kośava の語は kojava の形でも出てくる語であるが、H. Lüders, *Textilien im Alten Turkistan, APAW*, 1936, pp. 3-5 は、P. kojava との対応を指摘し、'Überwurf (上にはおる物)', 'Decke (おおうもの)', 'Teppich (敷物, 絨毯)' の意と推定している。また鄯善国での土地売買の際に、15ムリ (mulī, 価格の単位) の耕地に対して、支払いとして10ムリの価の雌牛と、5ムリの kojava が用いられた例 (No.327文書) を出され、他のカロシュティー文書を見てもその価格が5~10ムリ位でかなり高価な物であったこと、またカータンのそれが尊重されたこと、なども指摘している。妥当な見解と見てよい。

なお私は、この kośava 或いは kojava に関しては、当時、月氏・天竺・大秦・南海等の地方で作られたと言う氍毹・氍毹に当てるのが妥当ではないかと考えている。釈玄奘撰『一切経音義』巻二、氍毹の条に拠れば、氍の音は渠俱反で、毹は山于反である。Karglen 氏の古代等の漢字音の再構成を参考にしてこれらの音を推定すると<sup>94</sup>、氍の音は ġiu, 毹の音は ṣiwo, ṣiu, ṣiwo, ṣiu などの音が考えられる。私は kośava をこの氍毹に比定する。なお『康熙字典』毹の項が指摘するように、毹の字が氍とも表記されたとするならば、藤田豊八「榻及び氍毹氍毹につきて」が引用する<sup>95</sup>、『太平御覧』巻七〇八所引『通俗文』の「織毛褥謂之氍毹」と言う説明が該当し、毛織りの敷き布団のようなものであったことが分かる。また同氏が引用された<sup>96</sup>、『太平御覧』巻七〇八所引の三国呉・万震『南州異物志』の、

氍毹は、羊毛をもって群獸の毳に雑え、これを為す。鳥獸人物、草木雲氣あり。鸚鵡を作る。遠く望み軒がり飛ぶが若し (氍毹, 以羊毛雜群獸之毳, 為之。鳥獸人物, 草木雲氣。作鸚鵡。遠望軒若飛也)。

という記事によると、当時南方では鳥獸人物、草木雲氣、鸚鵡などを織り込んだ精巧な製品もあったことが分かる。

氍毹は、私が以前検討したように<sup>97</sup>、8世紀以前の、鄯善国もその一部であるタリム盆地地方では盛んに生産されていた毛織物製品で、中国史料に拠れば高昌・龜茲 (Kuchā)・佉沙 (kāshgar)・于闐 (Khotan) などの地域でその生産が確認された物である。

## ② 絨毯 (thavastae, 氍毹)

thavastae 或いは tāvastāga (tavastāga) については、最初に F. W. Thomas 氏が NP. の tāftan (tāfta), Gk. tapēs 等の語との対応を指摘し 'carpet' の意とされ (E. Rapson and P. S. Noble, *Kh. I*, III, Oxford, 1929, Index Verborum の tāvastāga- の項を参照), その後 H. Lüders 氏が Thomas 氏の解釈を妥当とし、カロシュティー文書に現れる用例を分析されたことで (*Textilien im Alten Turkistan*, pp. 12-13), ほぼその解釈は定まったと言える。T. Burrow, *The Language of the Kharoṣṭhi Documents from Chinese Turkestan*, Cambridge, 1937 (以下 *Kh. D.* と略記する), p. 94, tāvastāga- も同様の見解である。中期イラン語の Pahl. にも tapast, tapastak 'carpet' の語があるので (H. W. Bailey, *Dictionary of Khotan Saka*, Cambridge Uni. Press, 1979, p. 149,

thauna- 'cloth ; silk' の項参照), この解釈は動かないと見てよい。

上記 Lüders 氏の指摘に拠れば, この国では, thavastae 又は tavastaga は上記氈氍 (kośava) と同じくらい頻繁に現れる物で, 支払いの手段として用いられた。またカロシュティー文書の記述に拠れば, 当時の鄯善国では, 4 から13ハスタ (hasta, 腕から指先までの長さで, Lüders 氏は約50cm とする) の間の各種の長さ (2 ~6.5m) の物があったらしいことも指摘されている。価格については, 上記の Burrow 氏が指摘されていて, 13ハスタの thavastae (tāvastaga) は, 1スタテル金貨=12ムリの価とする文書があり (Nos. 431, 579), この最長の絨毯の場合は, 前引の kośava (氈氍) の価格と較べると若干高価と言えるかも知れない。

上記の kośava, kojava が中国史料等の (氈氍) に該当すると考えられるのに対して, この thavastae は, 既に藤田氏が検討された<sup>68</sup>, 漢文史料に氈氍 (氈氍) の上質なものとして記されている「氈氍」に該当するものと見られる。藤田氏が引用されたように<sup>69</sup>, かつて B. Laufer 氏は氈氍の音を \*dap-dañ, tap-tañ とし, NP. tāfta, Gk. tapēs 'carpet' 等の語との対応を指摘されたが<sup>70</sup>, この点は上に記した Thomas の見解を彷彿させるものがあり, この点から見ても氈氍=thavastae (tāvastaga) は妥当性が極めて高いと思う。私は, thavastae の訳語として絨毯を当て, 漢文史料に見える歴史上の用語である氈氍を指すものとしておく。

なお藤田氏が引用された『北堂書鈔』卷一三四・所引『魏略』には,

大秦国は, 羊毛・木皮をもって氈氍の属を作る。五色・九色あり。(大秦国, 以羊毛・木皮作氈氍之属。有五色・九色。)

という記事がある。大秦国 (ローマ帝国東方領) で作られていたものには「五色・九色」のものがあつたようで, この場合は極めて精巧な敷物であつたと思われる。

### ③フェルト (nammatae)

nammatae は, namataga, namata 等の形でも現れる語で, Stein 氏が Persian-Turki. namad 'felt rug' に比定し<sup>71</sup>, *Kh. I.*, III, Index Verborum がこれを承けつつ, namata- の項で Pāli. namatāka 'a piece of cloth'<sup>72</sup> との対応を示して以来, その語義の解釈はほぼ定まったと言ってよい。フェルトのことであろう。なお中期イラン語の Pahl. にも namad 'felt' の語がある<sup>73</sup>。

上記の諸形のうち namata の語は, Lüders 氏も引用された<sup>74</sup> *Mahāvvyūtpatti* に「毡 (氈)」の漢訳が載せられているもので<sup>75</sup>, この毡 (氈) に関しては, 私は以前タリム盆地地方での毛織物生産の盛んさについて述べた折りに, この「氈」についても言及したことがある<sup>76</sup>。それに拠ると, 8世紀以前のこの地方では, 高昌・焉耆 (Kara-shahr)・龜茲・佉沙・于閼などほぼタリム盆地の全域で氈すなわちフェルトの生産が行われ, 「毡衣」などの語が記されていることから衣服にも用いられていたこと, また「細氈」すなわち上質のフェルトが生産されていたことも分かっている<sup>77</sup>。

Lüders 氏は, Stein 氏が, 20世紀最初にコータンの家内手工業の中でもフェルトの敷物が特別の位置を占めていたこと, またラダークやカシュミールに輸出されていたこと等について言及されたこと<sup>78</sup>を紹介し, 鄯善国のカロシュティー文書は, 古代でも, コータンのみならずグロライナ (広義には鄯善国) でも, フェルト生産が栄えたことを示していると言われた<sup>79</sup>。この点は, 上記の, 古代におけるタリム盆地全域でのフェルト生産の盛んさを考えあわせると, よりいっそう分かり易い筈である。

氏はまた, カロシュティー文書に拠って, 当時鄯善国で *nammatae* は, 価値においては相対的に

かなり低いものであったが、支払いの手段として、また村の税として納付すべき物でもあったことを指摘され、さらにこの地域の出土遺物が立証しているように、鄯善国ではフェルトは敷物としてのみならず、衣服としても利用されていた、と言っておられる<sup>90</sup>。このうち、支払いの手段の例としては Lüders 氏が掲げられた No.575 文書の例が参考になる<sup>91</sup>。すなわちリィペーヤ (Lyipeya) なる者が奴隷身分と思われる男を他人に売却した際に、3歳のラクダ、1ミリマ (milima<sup>92</sup>) の穀物、košava (氍毹) 1、フェルト (namata) 1、そして avalika (?) 1 などの対価を受け取っており、ここに支払い手段の一つとしてフェルト (namata) の名が出ている。またフェルトが村の税として納付すべき物であった例は、正に小稿が扱っている No.714 文書がその例である。さらに鄯善国でフェルトが、敷物として加工されるのみならず衣服としても使用されたことについては、上述したタリム盆地地方での「毡衣」のことが参考になろう。

以上のように見てみると、フェルト (nammatae) は当時の鄯善国の村々において、安価な日用品として (或いは上質なそれとして) 家内生産で比較的広範に作られていた可能性が高い。

④その他 敷物? (arnavaḥi), 毛織の布? (raḥi), 獣皮? (croṃa), 糸? (suḍa)

arnavaḥi の語をある種の「敷物」と見るのは、Lüders 氏が、No.385 文書の中で上記の namata (フェルト) の語と並んで出てくるので、“Decke (被うもの); Teppich (敷物, 絨毯)” と推定されたことに拠る<sup>93</sup>。また氏が引用された No.83 文書の例では<sup>94</sup>、8 ハスタの arnavaḥi がラクダの賃貸料として支払われていて、絨毯 (thavastae, 氍毹) の例を連想させるが、この語については今のところこれ以上分からない。

raḥi に関しては、Lüders 氏は、本 No.714 文書で thavastae (絨毯) と nammatae (フェルト) との間に記されているので、これらと同種のものとして一種の敷物・絨毯、またはフェルトの可能性を示唆された<sup>95</sup>。また氏は、F. W. Thomas 氏が raḥi と同語の可能性のある No.432 文書の raḥi (或いは saḥi) に関して、=Pāli sāḥi (Skt. śaḥi) ‘garment, cloth’ と解された点について<sup>96</sup>、この言語では 3 種の sibilant を保持している筈だとして否定的な見解を出された。私は、本文書の raḥi の字体は saḥi, saḥi と読む可能性が極めて高く、最初の ra と読まれた字は寧ろ sa と読むべきものではないかと考えている。確かにこの言語では 3 種の sibilant を保持する傾向があるが、こうした点から、Thomas 氏の説も捨てきれないものがある。ここでは暫く Skt. śaḥi ‘garment, cloth’ の語を考慮した「毛織りの布」の訳を仮にしておく。

croṃa は curoṃa, ciroṃa 等の形でも出る語であるが、Burrow, *Kh. D.*, p. 90, curoṃa- では、No.264 文書に curoṃa paśu 2 と記され、paśu が‘羊’の意なので、「羊又は山羊から得られる物、チーズか」としているが、推測の域を出ぬものであろう。今は暫く、中期イラン語 Pahl. čarm ‘skin, hide, leather’<sup>97</sup>との対応を見て、「獣皮」の訳を仮に付す。

suḍa に関しては、*Kh. I.*, III, Index Verborum が suḍa (sutra) として項目を取っていて、Skt. の sūtra ‘糸’と同語として扱っている<sup>98</sup>。事実、私が以前検討した No.580 文書<sup>99</sup>と、*Kh. I. II* に拠れば No.590 文書には、次のような類似の表現が認められる<sup>100</sup>。

No.580; amña atga suḍa muli giḍa amna milima 1 khi 10.

他に追加の suḍa の価、1 ミリマ10キを受け取った。

No.590; amña sutra muli giḍa 4 4.

他に糸 (sutra) の価 8 を受け取った。

No.580文書のそれは、サギマ (Sagima) なる者が耕地を売却した際に、その対価として馬などを受け取ったことを記した後に最後に記されている文言で、No.590文書の場合は、シャーンチャー (Śāmc(ā)) なる者が女を売った際にその対価としてラクダ等を受け取ったことを記した後に、やはり最後に記された言葉である。こうした最後の位置に何故に「糸」が出てくるのか、理解に苦しむところであるが、今は暫く *suḍa* の語を「糸」の意と解しておく。もし「糸」であれば、羊毛から紡いだものであろう。

#### 4) トウモロコシ (*maká*)

*maká* に関しては、Burrow, *Kh. D.*, p. 110 が *maká-* の項で、税物として首都へ長距離輸送された点を考慮に入れないければ、Toch., *malke* 'milk' と関連する可能性が考えられると言うが、No.505文書ではキ (*khi*) なる容量単位で計られた食糧の一種として現れている<sup>69</sup>。この語は、Skt. *markaṭaka* 'a species of grain', Nepāli *makai* 'maize' 等に関連する語で、*maize* (トウモロコシ) の語義ではないかと思う<sup>70</sup>。

以上、No.714文書でアジヤマ村から送致すべき税物として掲げられた物のうち、その比定が比較的妥当性があると思われたものについて見てきたのであるが、これらの税物を見ると、トウモロコシと推定される *maká* 等の農産物もあるにはあるが、大半が「酥油 (獣脂)・羊・繊維製品 (氈氍・絨毯 (氈氍)・敷物・毛織の布・糸)・獣皮と言った牧畜に関わる物であって、鄯善国のチャドータ (チャロータ) 地方アジヤマ村の場合、その生産構造が強く牧畜に依存していたことが推定される。そして以上の品目が税物であったことは、鄯善王治下のチャドータ (チャロータ) 地方アジヤマ村では、牧畜から派生した家内生産の一定の展開の可能性を強く指示するものである。

## 4. 小結

以上私は、No.714カロシュティ文書の検討を通して、この文書を作成した主簿のタクラなる人物が、本文書が発見されたニヤ遺跡群中の N. III 建物址から、東方に直線距離にして500~600km離れた首都の王門 (宮廷) に勤務していた人物で、同地からニヤ遺跡群の当時の名チャドータ (チャロータ) 地方の、N. III 建物址に居て、アジヤマ (Ajiyama) 村の税務を管轄していた瓦斯 (*vasu*) のオペゲヤ (*Opgeya*) とトガチャ (*Tgaca*) とに宛て、首都への税物の輸送等に関して指示を出した文書であったこと、また本文書に記された税物の種類を見ると、チャドータ (チャロータ) 地方の一村落であるアジヤマ村の場合、その生産構造が強く牧畜に依存しており、牧畜から派生した家内生産の存在が推定されること、などについて述べてきた。

前者の、首都の王門 (宮廷) に本文書の差出人の主簿タクラがいたことについては、ここで若干の補足をしておく必要がある。私は以前No.399文書を検討した際、首都の王門 (宮廷) にオーグ (*ogu*) のチンナファラ (*Cinnaphara*) と主簿のチニヤシャ (*Cinyasa*) がいて王命文書の作成に関わっていたことを指摘し、またNo.165文書ではオーグのキルティシャルマ (*kirtisama*) なる人物が、首都の王門で王命文書の作成に何らかの形で関与していたことを指摘した<sup>71</sup>。今回小稿が扱ったNo.714文書の場合は、主簿タクラだけでオーグは顔を出さないが、こうした点を考慮に入れると、鄯善王の王門たる宮廷には少なくともこうしたオーグや主簿が複数いて、オーグが言わば大臣格として王を補佐し、その下で複数の主簿が庶務を分掌していたのではないかと推定されるのである。主簿に関しては、榎一雄氏が「行政・司法・財政のあらゆる部門に関係している」とかなり抽象的に説明されていて、また氏が指摘されたように鄯善国の地方政治に従事する主簿

もいたことも分かっているが<sup>69</sup>、一方でマハラヤ (maharaya, ‘大王’) たる鄯善王の王門で具体的に税務等の庶務に掌った主簿がいたことは注意されねばならない。こうして鄯善王の王権を支えた言わば中央政府の官制は、今のところ少なくとも王-オーグ-主簿の系列が主軸ではなかったかと考えられる。

なおここでオーグに関して Thomas, Burrow 両氏が指摘された点について少し触れておきたい<sup>70</sup>。両氏が注意されたのは、オーグの官称号を帯びた人物が別に、クシャン朝初代の王クジュラカプサの名の一部クジュラ (kujula) と同語とされるグシュラ (gušura) の称号を帯びる場合があったこと、あるいは鄯善国の王子を指すと見られるカ(-)ラ (kāla, kala) の称号を帯びる場合があったこと等である。このことは鄯善国でのオーグの官称号が、クシャン朝以来の伝統を引く高貴の者、或いは鄯善王の王子クラスに与えられる極めて高位の官称号であったことを示しており、上記の大臣格とする推定に正に合致するものである。

本文書の記述のよって分かることのもう一点、すなわちチャドータ (チャロータ) 地方の村落アジャマ村の生産構造が牧畜と、そこから派生した繊維などの家内生産に基盤があり、それらの生産物を首都へ税物として輸送していたということに関しては、第2章の最後で述べた、チャドータ (チャロータ) から鄯善国の首都までは、直線距離にしても500~600kmはあった筈で、こうした税物の輸送はきわめて長距離に及ぶものであったこと、いわゆるシルク・ロードは基本的にはこうした言わば日常的な輸送・交通によって支えられていた筈だということを、ここで再度指摘しておきたい。

最後に、本文書の第5~第6行目にかけての次のような文言について一言しておく。

また雨期に (varṣavasammi), 貴方等は (その) 王国から国中から? (rajarajade), ワス達, アゲータ達, ヤトマ達は, ここに4月に来るべきである。税の義務の調査がある。有る者は税を納め, 無い者は遠くに逐われるべきである。

若干文意が分かりにくい所もあるが、この記述によれば、鄯善国では税の義務が果たされているかどうかの調査は(翌年の)4月に行われたことが分かる。同種のことは、No.211文書の第4~第7行目にかけても記されている<sup>71</sup>。なお同文書は文書の前半部分を記した下板 Under-tabl. が失われており、差出人が不明の文書である。

[tu]o atra triti mahatvasi. avaḡaḡena imade hemamṭammi palýi praceya lekha viṣa[ji]-  
貴方はそこで第3の大人である。機会によりここから冬に税に関して文書を私は(送った)。

mi. triti bhagade eka bhaga na palýi ísa viṣajidesi. yati ahuno bhuya eda palýi  
第3の部分から1つの部分の税をここに貴方は送っていない。今さらにこの税を

na s̄pora ísa aniṣyamti, na cirena tuo ima varṣa vasammi ísa agamiṣyasi.

完全にここにもたらさないなら、遠からず、貴方はこの雨期にここに来るであろう。

ここでは4月とは記されていないが、「雨期に (varṣa vasammi)」の文言が同じであり、具体的には4月のことであろうと思われる。少し解しにくい部分があってやはり分かりにくい部分があるが、上の記述によれば、恐らく秋前後の収穫以後、徴税のことが行われ、冬から翌年春へとそのことが継続され、夏の4月(雨期の初頭の月)に前年度の徴税に関して言わば全体的な調査が行われたものと見られる。紀元3~4世紀の内陸アジアの鄯善国では、徴税と、そして恐らくそれと密接に関連する生業の一つのサイクルが、夏4

月を基準としていたことが窺われるのである。

注

- (1) v. M. A. Stein, *Innermost Asia*, Oxford, 1928, p.147.
  - (2) *ibid.*, p. 149,
  - (3) 拙稿「カロシュティー文書No.571について」(『北海道教育大学紀要(第1部A)』第47巻第1号, 1996年), 101頁の注⑪参照。
  - (4) Stein, *Innermost Asia*, p. 149.
  - (5) E. J. Rapson and P. S. Noble, *Kh. I.*, III, Oxford, 1929, pp. 268-269.
  - (6) Stein, *Innermost Asia*, p. 149.
  - (7) チョーズボー (cozbo) を最初に「主簿」に比定したのは、榎一雄氏である。同氏「中央アジア・オアシス都市国家の性格」(初出 1971年), 『シルクロードの歴史から』(研文出版, 1979年) 所収, 148頁を参照。
  - (8) ワス (vasu-) なる title が, 税の徴収に関わったことについては, T. Burrow, *The Language of the Kharoṣṭhi Documents from Chinese Turkestan*, Cambridge, 1937 (小稿では *Kh. D.* と略記する), p. 120, 及び拙稿「カロシュティー文書No.571について」108-109頁を参照されたい。
  - (9) aṅana- '村' の語義については, 拙稿「カロシュティー文書No.571について」110頁の注⑫を参照。
  - (10) 「毛織りの布 (raji, saṭi?)」に関しては, 小稿の第3章を参照。
  - (11) cāṃdrikammaṃta- の語義に関しては不明な点が多い。H. Lüders 氏は, *Textilien im Alten Turkistan*, APAW, 1936-3, p. 6. n.2 において, H. H. Schaeder, W. B. Henning 両氏の見解と言われる kammaṃta と N. P. kamand 'noose' との関連を見る説を掲げ, 一方 F. W. Thomas 氏は *Some Notes on the kharoṣṭhi Documents from Chinese Turkestan*, AO, XII, 1934, p. 46, n. 3 において, cāṃdri-kammaṃta を 'moonlight-workings' と解し 'jade (玉)' の意と推定された。また Burrow 氏は, *Kh. D.*, p. 89 においてこの Thomas 氏の説を紹介しつつも, cāṃdri の語を Skt. cāndraka '(dried) ginger' と関連させ, kammaṃta に関しては上記の NP. kamand 'noose' 説を採られた。また, H. W. Bailey 氏は, *ZDMG.*, 90-3, 1936, pp. 575-576 において, Khotan-Saka 語の kammaṃdi に対応させ, 後者は kambala 'decken (おおう物)' から作られていると解された。ただ Bailey 氏の場合は後に語釈に少し変化があったようで, *Dictionary of Khotan-Saka*, Cambridge, 1979, では kammaṃdā 'trousers' との対応を指摘されている (p. 58, kammaṃdā-)。なお T. Burrow, *A Translation of the Kharoṣṭhi Documents from Chinese Turkestan*, London, 1940, p. 143 の No.714 文書の訳では, cāṃdri と kammaṃta とは訳さないまま別個のものとして扱われている。
- 私は以上のような諸説を考慮に入れると, 今のところ cāṃdri に関しては Skt. cāndra- 'lunar' の派生語と解された Thomas 氏の説が比較的妥当性があり, また kammaṃta については, Bailey 氏の最初の説を条件付きながら考慮に入れて, 小稿の訳読で示したように「月光のような毛布?」と訳した。この語については確定しにくい点が多い。
- (12) oḡana- に関しては, Burrow, *Kh. D.*, p. 81, oḡana- が, No.154 文書ではミリマ (milima)・キ (khi) などの容量単位で計量されているので, ある種の農作物と推定し Toch. oko 'fruit', okar 'plant' の語に関連づけられるとするが, 今は取らない。
  - (13) sṗora の語義については, Burrow, *Kh. D.*, pp. 132, 133, sṗara-, sṗora- を参照。
  - (14) アゲータ (aḡeta) に関しては Burrow, *Kh. D.* pp. 71-72 が, ヤトマ (yatma) と共に, 税の徴収と輸送に関連する official と説明しているが, 大略としては承認される見解である。
  - (15) ウェーガ (véga, 寡婦) の語義に関しては, 拙稿「カロシュティー文書No.165について」, 『北海道教育大学紀要(第1部

- A)』第52巻第1号, 2001年, 104頁を参照.
- (16) キルメー (kilme) の語義の諸説とそれをめぐる問題については, 拙稿「鄯善国に於けるキルメーチとダジャー—カロシュティ—文書No.331とNo.39の内容から—」, 『内陸アジア研究』第15巻, 2000年, 9-19頁を参照.
- (17) ヤトマ (yatma) の解釈に関しては, 注(14)及び Burrow, *Kh. D.* p. 113, yatma- を参考にされたい.
- (18) 糧食 (pačevara) の語義については, 取り敢えず Burrow, *Kh. D.* p. 102, pačevara- を参照.
- (20) ワス (vasu) なる title が税の徴収等に関わるものであったことについては, Burrow, *Kh. D.*, p.120 及び拙稿「カロシュティ—文書No.571について」108-109頁参照.
- (21) A. M. Boyer, E. J. Rapson, E. Senart, *Kh. I.*, I, Oxford, 1920, pp. 115-116. なお遺物番号は N. (V.)xv. 151 である.
- (22) 拙稿「カロシュティ—文書No.165について」, 106頁を参照.
- (23) 同上, 100頁を参照されたい.
- (24) 同上, 105頁を参照.
- (25) 同上, 106頁.
- (26) この点については, 拙稿「寄田仰毅考」, 『史林』第67巻6号, 1984年, 46-47頁を参照.
- (27) 拙稿「寄田仰毅考」では主として中国史料を用いたが, 同様の趣旨がテーマとなっている.
- (28) 拙稿「カロシュティ—文書No.165について」, 101頁.
- (29) v. Monier Monier-Williams, *Skt. Dictionary*, p. 378.
- (30) cf. B. Karlgren, *Grammata Serica*, (first published in 1940.), Taipei, 1966, Nos. 95g, 121d, 193a-c, 97a-g.
- (31) 藤田豊八「榻及び毳毼毼につきて」, 1925年, 『東西交渉史・南海編』(1943年, 荻原屋文館) 所収, 620頁.
- (32) 同上, 621頁.
- (33) 拙稿「八世紀以前のターリム盆地の毛織物生産について」, 1980年, 『東洋史研究』第38巻4号, 10-19頁.
- (34) 藤田豊八「榻及び毳毼毼につきて」, 617-626頁を参照.
- (35) 同上, 624頁.
- (36) B. Laufer, *Sino-Iranica*, (first published in 1919), Taipei, 1973, pp. 492-493
- (37) M. A. Stein, *Ancient Khotan*, Oxford, 1907, p. 367.
- (38) Pāli namataka の訳語 'a piece of cloth' に関しては, T. W. Rhys Davids and W. Stede, *Pali-English Dict.*, 1979, p. 347を参照されたい.
- (39) v. D. N. Mackenzie, *A Concise Pahlavi Dictionary*, Oxford, 1971, p. 57, namad-.
- (40) v. H. Lüders, *APAW.*, p. 14.
- (41) 榊亮三郎編『梵藏漢和四訳対校・翻訳名義大集』(初版, 1916年), 1981年, 国書刊行会版, 5862 namataḥの項.
- (42) 拙稿「八世紀以前のターリム盆地の毛織物生産について」, 7-8頁.
- (43) 同上, 10-20頁参照.
- (44) Stein, *Ancient Khotan*, p. 367.
- (45) Lüders, *APAW.*, p. 14.
- (46) *ibid.*, pp. 13-14.
- (47) cf. A. M. Boyer, E. J. Rapson and E. Senart, *Kh. I.*, II, Oxford, 1927, pp. 212-213, No.575.
- (48) Lüders, *APAW.*, pp. 20-21. *Kh. I.*, I, p. 138, No.385.
- (49) カロシュティ—文書No.83については, *Kh. I.*, I, p.31-32 を参照.
- (50) Lüders, *APAW.*, p. 21, n. 2.
- (51) Thomas, Some Notes on the kharoṣṭhi Documents from Chinese Turkestan, *AO*, XIII, 1935, p.79.

- 52) v. Mackenzie, *A Concise Pahlavi Dictionary*, p. 21, čarm-.
- 53) v. *Kh. I.*, III, Index Verborum, p. 377, sud'a-.
- 54) 拙稿「カロシュティー文書No.580について」『北海道教育大学紀要（第1部A）』第48巻第1巻, 1997年, 98頁, 及び同書の注(13)を参照.
- 55) v. *Kh. I.*, II. p. 223, No.590.
- 56) *Kh. I.*, II. p.182, No.505を見ると, ツゲナンマ (Tsugenamma) なる人物に与えられた食糧 (pačevara) の一つとして, 「5キ (khi) の maka」のことが記されている (II. 2-4).
- 57) cf. R. L. Turner, *A Comparative and Etymological Dictionary of the Nepali Language*, Routledge and Kegan Paul, (first published in 1931), reprinted 1980, p. 486, mak'ai-.
- 58) 拙稿「カロシュティー文書に見える漢人について」(『西南アジア研究』No.48, 1998年), 26-28頁, 同「カロシュティー文書 No.165について」, 106頁参照.
- 59) 榎一雄「中央アジア・オアシス都市国家の性格」, 148頁.
- 60) v. Thomas, *AO*, XII, pp. 58-59, Burrow, *Kh. D.* pp. 80-81, ogu-.
- 61) cf. *Kh. I.*, I, p. 83, No.211.

(旭川校助教授)